

○内閣府告示第一四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定し、平成二十三年四月一日から施行することとしたので、同令第三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

施設 の 名 称

所 在 地

宮内庁長官官房用度課（三の丸尚蔵館）

東京都千代田区千代田一の一

宮内庁書陵部図書課（図書寮文庫）

東京都千代田区千代田一の一

宮内庁正倉院事務所

奈良県奈良市雑司町一二九

国税庁税務大学校研究部（税務情報センター）

埼玉県和光市南二の三の七

文部科学省国立教育政策研究所教育研究情報センター（教育図書館）

東京都千代田区霞が関三の二の二

文部科学省日本学士院（図書館）

東京都台東区上野公園七の三三二

文化庁日本芸術院（展示室及び保管庫）

東京都台東区上野公園一の三〇

国土交通省国土地理院地理空間情報部基盤地図情報課（地図と測量の科学館）

茨城県つくば市北郷一

環境省国立水俣病総合研究センター（水俣病情報センター）

熊本県水俣市明神町五五の一〇

防衛省防衛大学校総合情報図書館

神奈川県横須賀市走水一の一〇の二〇

防衛省防衛研究所図書館（史料室）

東京都目黒区中目黒二の二の一